

行政処分 等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20260820	東洋実業有限会社(法人 番号9260002019855) 代表者白神信義	岡山県倉敷市新田2525 番地4	天城	岡山県倉敷市藤戸町天城 36-2	輸送施設の使用停止 (90日車)、文書警告	道路運送法(以下「法」) 第27条第3項	令和6年12月24日及び令和7年2月4日、継続 監視の監査対象であることを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等 基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾 病、疲労等のおそれのある運行の業務(運輸 規則第21条第5項)、(3)点呼の記録事項義務 違反(運輸規則第24条第5項)、(4)業務記録の 記載事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、 (5)運行記録計による記録義務違反(運輸規則 第26条第1項)、(6)乗務員台帳の記載事項義 務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)特定の運 転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則 第38条第2項)、(8)特定の運転者に対する適性 診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)	9	9